

# 公益財団法人 HIOKI 奨学・緑化基金 2024年度 大学奨学生募集要項

## 1. 趣旨

当財団は、高校での勉学に優れた生徒で、卒業後大学の理工学系学部において主体的な研究活動で自己の才能を大きく高め、大学卒業後は社会に大きく貢献したいと考える意欲旺盛な学生を支援する目的で、奨学金を給付する。

## 2. 応募資格(2024年3月31日現在)

科学技術についての探求心に富み、主体的な勉学で自身の資質を磨き、将来は社会に大きく貢献していきたいという意欲を持つ学生で、以下の(1)(2)(3)(4)を満たす者。

(1) 2024年4月に4年制大学理工学系学部に入学する者

※医療系学部・教育系学部は除く

(2) 長野県内の高等学校を卒業した者

(3) 熱意と向上心にあふれ、健康で学業成績が優秀な者

(4) 「令和6年度大学入学共通テスト」において、数学・理科・英語を含む3教科以上を受験した者

## 3. 奨学金の金額・支給方法

当財団奨学金は給付奨学金であり、返還の必要はありません。

(1) 給付月額：月額 80,000 円（年額 96 万円）

(2) 給付期間：2024年4月から4年間

（正規の学部最短修業年限の終期まで）

(3) 給付方法：5月、11月の一定日に6か月分を給付。※初年度は6月末日給付

あらかじめ奨学生が当財団に届け出た本人名義の銀行口座に振り込みます。

## 4. 採用奨学生数

(1) 当年度は奨学生 30 名の予定(2023年度は 30 名採用)。

(2) 各高等学校の学校長推薦者数(応募者数)は、1 高校あたり 5 名以内とします。

## 5. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる(1)(2)の応募書類等を当財団に提出してください。

(1) 卒業する高等学校の学校長を経て、2024年3月31日までに当財団に提出する書類

①公益財団法人 HIOKI 奨学・緑化基金 大学奨学生願書・志願理由書

②卒業する高等学校長の奨学生推薦書

③高等学校卒業時の調査書

(高校3年生3学期までの成績が記載されているもの)

④大学合格通知書のコピー

※高校において複数名の応募がある場合は、願書等の応募用紙をコピーするか、もしくは当財団ホームページから書式をダウンロードし印刷してください。

(2) 志願者本人が直接、2024年4月12日までに当財団に提出する書類等

志願者は「令和6年度大学入学共通テスト」の成績通知書が届き次第、次の①または②の方法で当財団へ受験結果を提出してください。

①当財団メールアドレス宛に以下の内容を送信する。

宛先	hzaidan@hioki.co.jp
件名	2024奨学生(志願者氏名)
本文	氏名・出身高校・大学名・携帯電話番号を記載してください。
添付ファイル	大学入学共通テスト成績通知書の写真

②郵送で成績通知書のコピーを送付する(2024年4月12日(金)必着)。

※必ず通知書の得点が記載されているページ全体が写ったものを送付してください。

※発行日および氏名が確認できないもの、文字が不鮮明なものなどは受付不可とします。

なお、一次選考通過者は、5月初旬に実施予定の第二次選考の日に大学入学共通テスト成績通知書原本を持参し提出してください。確認後お返しします。

## 6. 選考および採用の決定

当財団は、5. 項により応募のあった者について、次の通り選考を行い、奨学生を決定します。

(1) 第一次選考: 書類選考

一次選考結果および一次選考通過者への二次選考試験の日程案内は、4月下旬に願書に記載の住所へ郵送します。

(2) 第二次選考:面接・小論文

2024 年度の第二次選考は、5 月初旬に実施します。選考の結果は卒業した高等学校の  
学校長および本人に通知します。

(3) 第二次選考欠席の場合は、原則として選考の対象になりません。

## 7. 学業成績の報告

奨学生は、毎年2回(4月・10月)、学業成績証明書を当財団に提出して学業成績を報告  
しなければなりません。

## 8. 異動の届出

奨学生は、次に該当する場合は、直ちに当財団に届け出なければなりません。

- (1) 疾病その他の事故または個人的事情により1か月以上欠席するとき
- (2) 休学、復学、転学、転学部、転学科、外国留学または退学しようとするとき
- (3) 本人の住所または奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき

## 9. 奨学金の休止

奨学生が次に掲げる事由に該当すると認められた場合には、奨学金の給付を一時休止す  
ることがあります。

- (1) 休学したとき
- (2) 7. 項による学業成績の報告が滞ったとき

## 10. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の(1)から(7)までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の給付  
を打ち切ることがあります。

- (1) 停学、退学などの処分を受けたとき
- (2) 学業成績の不良により留年したとき
- (3) 卒業の見込みがなくなったとき
- (4) 退学したとき
- (5) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (6) 虚偽の申請をしたとき
- (7) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき

## 11. 奨学金受給に対して求めるもの

- (1) この奨学金は返還の義務はありません。ただし、8. 項による異動の届出がない場合、  
虚偽の申請等不正行為があった場合は、奨学金の一部または全額の返還を求めること  
があります。

- (2) 7. 項に定める学業成績の報告と併せて近況などを伺いますので、都度報告してください。また、大学卒業後も近況などについて報告を依頼することがあります。

## 1 2. 関係書類の郵送先および照会先

〒386-1192  
長野県上田市小泉8-1 日置電機株式会社内  
公益財団法人 H I O K I 奨学・緑化基金  
HP : <https://zaidan.hioki.co.jp/>

担当者 事務局 都築・石川  
TEL : 0268-28-0930 または 0268-28-0555 (日置電機 代表)  
Mail : [hzaidan@hioki.co.jp](mailto:hzaidan@hioki.co.jp)

## 1 3. 応募書類の返却

応募書類は、選考の結果にかかわらず、返却はいたしません。

### 【個人情報の取り扱いについて】

応募書類等に記載の個人情報については、奨学金給付事業及びHIOKI 奨学・緑化基金からの各種情報提供の目的の範囲において利用するものとし、その目的以外には利用いたしません。